

# 西周代公侯子男君考

## ——西周五等爵制に関する一試論——

谷 秀 樹

### はじめに

従来の西周王朝研究史において、所謂“五等爵制度”が実在したか否かをめぐる議論は、国制全般を理解する上での根幹に関わる問題として、最重要視されるテーマの一つであり続けてきたと言っても過言ではない。それは、歴代王朝によって偶像視されてきた西周王朝の禁忌に関わる領域であり、儒教が国教的地位を得ていた時代においては触れることが不可能な研究対象であったからでもある。それ故、その問い直しの取り組みは、前近代の中華帝国の支配体制が崩壊すると同時に開始された。

研究が着手された1930～50年代当初、その主導権を握っていたのは傅斯年氏や郭沫若氏に代表される疑古派であり<sup>1)</sup>、考察手法はあたかも偶像の破壊こそが主目的であるかの如く、制度の実在性について有無を言わず否認する一方的な傾向のものが主流であった。その議論では、文献上の五等爵制と同時代史料である金文で示された内容との表面上の疎隔・差異のみが強調され、差異の意味については十分な配慮が払われてこなかったと言える。また、釈古派の方でも、二重証拠法を標榜しつつも、文献を主として同時代史料である金文を従とする本末転倒的研究視角を払拭することが出来ず、文献内容に引きずられて西周史を再構成するという陥穽に陥る研究が一般的であった。

しかし、1980年代以降になるとようやく金文と文献内容とを別次元の史料として認識し、両者の疎隔の存在を前提として、理念化された五等爵制度のルーツとなった西周代の国制の実相に迫る研究が進められるようになった。そのような潮流の画期となったのが、王世民氏の研究であり<sup>2)</sup>、氏は主に金文史料に依拠しつつ西周代の爵制の体系的復元作業を試みられた。一方、文献との差異を文献側の問題に引き寄せて、爵制の理念化の過程を分析することを基調とする研究分野については、吉本道雅氏等の研究が嚆矢となった<sup>3)</sup>。

前者の金文研究の面での近年の新展開としては、李峰氏の研究が挙げられる<sup>4)</sup>。氏の研究の中で注目すべきは、各爵の成立背景が各々異なると指摘された点であり、例えば、「公」は“官僚秩序”、「侯・男」は“政治秩序”、「伯」は“社会秩序”、「子」は“外交秩序”というようにその属する秩序の違いについて指摘され、単一的な起源論に疑義を呈せられたのである。殊に「伯」の起源を「侯」等と異なる血縁的秩序に基づくと主張された点は重要であり、むしろ「伯」は「仲、叔、季、孟」等の親族称谓の1類型として別箇に考察すべき称谓であると考えられるのである。

また、劉芮方氏は先秦代爵制の通史的な復元作業の一環として西周代の爵制を取り扱われた<sup>5)</sup>。これは、王世民氏による同時代的研究に欠如していた史の変遷過程の視角からの研究であり、特に殷代爵制と周代爵制とを比較検討されている点は、従来ともすれば春秋代以降の爵制の起源という観点から後代の制度との比較検討が主流であった研究傾向に対し、新生面を切り開く着眼点であったと言える。但し、殷周の通史的記述は並列的・概説的であり、両者の相互関係や継承関係について

十分な議論がなされているとは言い難い。また、そもそも殷代以降における爵制の実在性を大前提として議論されている点に最も大きな問題点があると思われる<sup>6)</sup>。

本稿では、上述の先行研究をふまえ、まず初めに爵称に比定されている各称谓の西周代における諸類型について概述し、ついでその称谓者の地理的分布状況を再検討することによって同時代的な様相を復元した上で、各称谓の起源と西周代における変遷過程について探求を進めていくことにしたい。なお、前述のように「伯」については親族称谓の1類型として扱うことが適切であると考えられるため、筆者は前稿において「仲, 叔, 季, 孟」の各称谓と共に専論した<sup>7)</sup>。それ故、本稿はその続編であり、「伯」を除く「公, 侯, 子, 男, 君」について検討することにする。考察にあたっては、紀年が記された金文の断代に関しては吉本道雅 2004, 2005 で提示された断代案等に基本的に依拠することにし、紀事金文以外の金文の断代については、呉鎮烽『集成』等の断代案を参考とすることにする<sup>8)</sup>。

## 第一章 称谓の概要

「公」は内諸侯, 外諸侯, 同姓, 異姓いずれにも用いられる称谓であり、【表1】を参着すると、「侯」, 「子」, 「男」, 「君」いずれの称谓との間にも互換性が認められ、汎称としての性格を備えていたように見える<sup>9)</sup>。しかし、一方で【表2—I】及び【表4—I】、【表6—I】の用例を子細に見ると、例えば榮氏の場合は前期における「子」称谓が中期以降になって「公」称谓に移行していたようであり<sup>10)</sup>、また黄国, 北国, 長国, 番国, 江国, 交国のように終始「子」或いは「君」を称して「公」を称さなかったと見られる事例もあるのであり、これらの事例をも参着するなら「公」に汎称としての義を求めるのは必ずしも適当ではないということになるのである。

「公」と「子」, 「君」との間に一定の疎隔が感ぜられるのに対し、「公」と「侯」との間にはある種の親和性が認められる。例えば、魯公熙鬲銘(前期 [2876])に「魯侯熙作彝、用享鬻厥文考魯公」とある事例を参着すると、「魯侯熙」は魯煬公熙に該当し「文考魯公」はその父考である伯禽を指すと考えられるので、「侯」の開国始祖や父輩の諡称として「国号+公」(この場合は「魯公」と表現することがあり得たということになる<sup>11)</sup>)。同様の例のうち、父輩を称「公」する例としては同じく魯侯による称谓である叔尊銘(中期 [11818])〔同卣銘(中期 [13347])〕での用例<sup>12)</sup>や滕国における滕侯簋銘(前期 [4487~4488])や吾鬲銘(前期 [2766])の事例等があり<sup>13)</sup>、また外諸侯の開国始祖を称「公」する例としては、文献上の例ではあるが宋公の事例等を挙げることが出来る<sup>14)</sup>。これらの用例のうち特に前掲魯公熙鬲銘の事例に依拠すると、称「公」は称「侯」の前提となっていたものと考えられ、「侯」を称していた者は「公」をも称していたという想定が成り立つであろう。そうすると、【表3—I】の曾, 鄂, 康, 胡, 薛, 紀, 虞, 荀等の場合も事例を明示することこそ出来ないものの、「侯」称谓事例を確認し得るが故に同時に称「公」していたものと解釈出来るのである。

次に、「公」の称谓用法について検討してみると、その用語例は君主称谓例と諡称例に大別され、後者の諡称例は生前称谓である生諡と死諡とに分類される〔【表2—I, II, III】〕。このうち、まず死諡について見ていくと、西周前期から後期にかけて折衷型諡称(例:「己公」と周系美称諡称(例:「宮公」とが併存していた状況が看取され、西周全期を通じて漸進的に“周化”が進められたことを示している<sup>15)</sup>。次いで春秋期に入ると折衷型諡称はようやく姿を消し、周系美称諡称の称谓者とし

て外諸侯の事例数が増加傾向を示すようになるのであるが、このような趨勢は周王朝体制の解体に伴って進行した外諸侯勢力の強勢化と表裏の関係にあったものと考えられよう。

また、生諡については特殊な貴称としての用法を認めることが出来る。前期～中期に見える穆公や中期～後期に見える益公、後期に見える武公の事例等はいずれも同一人物を指すのではないかと推定されるが、彼等は多くの事例で冊命儀礼の右者に就任しており<sup>16)</sup>、また益公の場合は永盂銘（中期 [6230]）に、

唯十又二年初吉丁卯、益公入、即命于天子。公廼出厥命、錫畀師永厥田、・・厥罪公出厥命、井伯、榮伯、尹氏、師俗父、遣仲。公廼命奠嗣徒函父、周人嗣工居、敷史、師氏、邑人奎父、畢人師同、付永厥田。・・

というように、井伯や榮伯等の内諸侯大族群の上位に位置づけられていたようであり、執政団の筆頭を務める別格的有力者であったものと見られる。そうして又その出自に関して検討すると、まず武公については禹鼎銘（後期 [2498～2499]）に、

禹曰、丕顯桓桓皇祖穆公、克夾紹先王、奠四方、肆武公亦弗遐忘朕聖祖考幽大叔、懿叔、命禹肖朕祖考、政于井邦。・・肆武公廼遣禹、率公戎車百乘、廐馭二百、徒千、・・

とある事例を参着すると、井邦の属臣である禹が武公に臣従している点から見て、井氏の出自〈すなわち井武公〉であったものと推定される。次に益公については、まず畢鮮簋銘（後期 [5050]）に「畢鮮作皇祖益公尊簋。・・」とあり、益公の器の作器者〈子孫〉として畢鮮の名が認められる。また、山西省絳県横水鎮偃国墓地 M2<sup>17)</sup>の墓主である畢姫を夫人とする偃伯母に対して益公が、偃伯母簋銘（中期 [5208]）に、

唯廿又三年初吉戊戌、益公蔑偃伯母曆、右告、令金車旂。母拜手稽首、对揚公休、・・

というように、蔑曆を担当している点は、姻族であることをふまえた上での行為であった可能性が指摘出来るので、上記の事例と照らし合わせて、益公の畢氏出自を傍証する史料であると考えることが出来よう<sup>18)</sup>。なお、虢文公子假鼎銘（後期 [2207～2209]）〔同鬲銘（後期 [2987]）〕の虢文公子假や虢宣公子白鼎銘（後期 [2308]）の虢宣公子白等は、無論虢氏の出自である。

そうすると、武公、益公、（虢）文公らは本来、いずれも井氏、畢氏、虢氏という周系大族系統の出自であったという点が確認出来るのであり<sup>19)</sup>、そのような周族系最高家格の要人であってこそ初めて、王朝体制内における別格的地位に位置することも可能であったものと考えられるのである<sup>20)</sup>。ただ、生諡における「公」称谓の面でも、王朝体制が解体に向かう春秋期以降においては、外諸侯による事例数が増加傾向を示すようになったようである。

次に「侯」について【表3-I, II, III】を用いて検討する。「侯」は同姓、異姓を問わず外諸侯のみに用いられる称谓であり、「侯于晋」〈覲公簋銘（前期 [4954]）〉、「侯于燕」〈克罍銘（前期 [13831]）〔同盃銘（前期 [14789]）〕〉、「侯于井」〈麦尊銘（前期 [11820]）〉等というように「侯于某」〈「某地の侯とする」〉という定型句で以て王朝から“与えられる”称谓・地位であって、そういう意味では本稿で取り上げる称谓の中で唯一、いわゆる《爵称》的性格〈また「官職」的性格〉を備えた称谓であることが確認される事例である。その任務は封建先の封地における統治権の樹立が主なものであったが、封建後の「侯」と王朝秩序との関りで最も重要な事柄は軍事奉仕の側面であり、王命に基づく討伐戦への従軍事例をはじめとして、「侯」と軍事行動との関りを示す事例は枚挙に遑がない<sup>21)</sup>。また、王朝と「侯」との密接な統御関係の存在を示唆するのは王官と「侯」との頻繁な交流関係に関わる諸事例であり、例えば善鼎銘（中期 [2487]）に、

唯十又二月初吉、辰在丁亥、王在宗周。王格大師宮、王曰、善。昔先王既命汝佐胥臯侯。今余唯肇龔先王命、命汝佐胥臯侯、監幽師戍。・

とあり、王官〈善〉が先王代以来臯侯のもとに赴任していたとされる事例のように、王朝は適宜王官を「侯」のもとに派遣してその補佐にあたらせていたようである<sup>22)</sup>。このような補佐役としての王官は「侯」に対する王朝からの目付役としての役割も担っていたものと考えられ、「侯」の封地に隣接して設定された王朝の直轄的軍事駐屯地「白」と同様の職能をはたしていたものであろう<sup>23)</sup>。

また「侯」にも生諡及び死諡の諡称例があるが、死諡として「侯」を名乗る者は生前において「侯」を称していた者にほぼ限定されていたようであり、そうすると生諡として「侯」を使用していた者も事例は確認出来ないものの「侯」に任ぜられていた可能性が指摘出来る<sup>24)</sup>。そうして、「公」とは異なり折衷型諡称が前期以降姿を消している点は、「侯」に任ぜられた者の“周化”が早期に完了していたこと、つまり「侯」と王朝の親和性〈「侯」の王朝に対する従属性〉が一般の「公」に優越していた点を示唆するものと思われる。なお、「侯」には殷代以来の者もいたが、周代に入ってからその地位が不安定化する者もいたようであり、杞侯のように「侯」の資格を喪失したと見られる事例も認められる<sup>25)</sup>。これに対し、周代に初封された「侯」は同姓、異姓の如何を問わず重用されたようであり<sup>26)</sup>、殷王朝系の「侯」との間で一定の差別化が図られていた可能性がある。

次に「子」であるが、用例が少ないためその実態についての解明は困難である〔【表4—Ⅰ】〕。ただ、榮子、北子、長子等の用例を参着するといずれも西周前期に偏向していたようであり<sup>27)</sup>、西周中期頃を下限としてそれら諸族の称「子」事例が基本的に消え去っている。また、榮子、北子、長子には十干諡称や図象記号の使用例があり、陝東系出自の族であったものと見られる<sup>28)</sup>。ということは、つまり当該称謂は本来殷代起源の陝東系称謂であったものと考えられるのであって、周代に入ると共にその称謂のブームが去り、漸次衰滅の方向に向かったものと判断されるのである。

「男」についても用例が僅少なのであるが〔【表5】〕、矢令尊銘（前期 [11821]）〔同方彝銘（前期 [13548]）〕に、

唯八月、辰在甲申、王命周公子明保、尹三事四方、受卿事寮。・唯十月月吉癸未、明公朝至于成周、誕命舍三事命、・・眾諸侯：侯、田、男、舍四方命。・

とあり、また小孟鼎銘（前期 [2516]）に、

・王命孟以□□伐鬼方、・孟告剳伯、即位、剳伯□□□□于明伯、繼伯、□伯、告咸。孟與諸侯眾侯、田、男□□從孟征、既咸、・

とある事例を参着すると、西周前期において「侯」と並称される諸侯称謂であったようであり、或いは類似の“官職”的属性を有していたのではないかと推測される〈軍事奉仕を主な役割としていたと見られる点も、「侯」と類似〉。しかしその後、周王朝は同様の職能を「侯」に特化する方針をとったため、「男」は漸次衰滅の過程を辿ったのではあるまいか。魯侯の分族的な者として魯男の存在が認められる点等も、「男」と「侯」の親和性を傍証すると思われる<sup>29)</sup>。

「君」については〔【表6—Ⅰ】〕、殷代以来の汎称的性格が認められる。但し、先述のように「君」を固有君主称謂的に用いていた蕃国や交国、江国の例に関しては、「子」と同様に、いまだ“周化”が十分に達成されない状況におかれていたという背景を考慮しておく必要があるであろう。

なお、【表4—Ⅱ】によると「子」の諡称例は死諡のみが若干認められ、生諡例は認められない。また、「君」は生諡のみが若干認められ、死諡は認められない〔【表6—Ⅱ】〕。「子」の生諡例が見出されないのは、その称謂としてのブームが去り、新たに称する者が僅少となっていたためであり、従

前来の死諡例は西周前期で途絶えている〈春秋期以降の例は、第三章で述べる「子」称谓の新たな用法に対応するものであろう〉。「君」は先述のように本来汎称であって固有君主称谓に対応する諡称を伴わないのは当然であり、春秋期以降に生諡例が見出されるのは、「子」の例と同様に用法の変化に起因するものであろう。

## 第二章 称谓の地理的分布

その所在地が多く判明するのは「侯」である。そうして、「侯」は克殷以降、王朝の勢力圏が順次扶植された辺域に封ぜられるのが通例であったと見られる点から、「侯」の分布域はそのまま王朝疆域の辺域に符合するものと想定される。なお、「侯」は宜侯について宜侯矢簋銘（前期 [5373]）に、

唯四月、辰在丁未、王省武王，成王伐商凶。誕省東国凶、王立于宜、入社、南郷。王命虎侯矢曰、  
□侯于宜。・ ・

というように、王朝疆域の拡大に伴い新たな辺域に転封・移封されることがあり〈この場合は、虎侯から宜侯への転封〉、また伯農鼎銘（中期 [2480]）所載の垣侯について、

唯王八月、辰在丙午、王命垣侯伯農。曰、嗣乃祖考、侯于垣。・ ・

とあり、伯農の垣侯位襲位が王朝から認められている事例を参着すると、逆に世襲が認められず廢位される場合もあったものと考えられる。そうして、楊侯の事例によると、西周後期になっても事情によっては「侯」が新封される場合もあったものと見られる<sup>30)</sup>。従って、「侯」の分布域は常に変動する可能性を胚胎していたものと考えられ、このことは王朝疆域の恒常的な可変性を意味し、西周全期を通じて王朝の疆域は拡大と縮小を繰り返す流動性を本質としていたものと見られる。

さて、克殷後に王朝はまず河南王畿支配の盤石化を企図した。それは、成周の地こそが新たな征服地である陝東地域全体の要の地に位置していたためであり、従って河南王畿を中軸点とする形で「侯」の布置が構想されたものと思われる。そうして又、成周以東には殷末周初の段階において、山東に融族や史族、河南東部に長族等の殷系・陝東系の大族が盤踞しており<sup>31)</sup>、それらに対抗するという目的もあって、太行山地東辺に沿うように南から北へと順次「侯」が新封されていった。衛侯、井侯、燕侯らがそれらの諸侯のうちの代表的な事例であり、彼等には中字形墓や変形亜字形墓のような巨大墓葬を建設する特権が認められ<sup>32)</sup>、魯侯や滕侯などと共に東方の陝東系諸勢力と対峙することが期待された。そうして、やがて太行山地と山西王畿とを結ぶ線上には楷侯が封ぜられ、東方の井侯や山西王畿の晋侯などと共に周辺の諸戎と対抗することになった。

一方、長江方面の銅産地占有に向けた軍事行動も早い段階で着手されており、成王～康王期には虎方征伐が実施された<sup>33)</sup>。そして、この時期に南方の抑えとして新封されたのが潁水の支流である漂水流域の曾国やそのやや西方の潁水流域に位置した鄂国であり<sup>34)</sup>、彼等は陝東系出自ではあったが、出自を同じくする北方の燕侯と同様に辺域の守りとして重きをなしていたようである。曾自や鄂自などの王朝直轄軍事駐屯地「自」が両国の封地付近に設営され、軍事面で両国の支援にあたったと見られる点も先述の通りである。漂水流域の曾国を王朝疆域の南限として、その西北の漢水中流域には〈「侯」には任せられていないが親周的な〉鄧国が湖北省襄樊市付近に所在して宗周王畿への通路を固め<sup>35)</sup>、また北方の汝河上流域付近には応国が位置して河南王畿との経路を守っていた<sup>36)</sup>。応国の場合は、前期の用例がほぼ全て「公」称谓であり、「侯」の称谓例は中期以降に急増して一般

化する傾向を示す〔【表 2— I , 表 3— I】〕。応侯関連の諸器銘に見える諡称から試みにその西周中期における系譜を復元すると、まず応侯奭が「文考釐公」の器を製作し〈応侯奭盃銘（中期 [5639]）〉、ついでその子である応侯見工が「皇考〈又は烈考〉武侯（=奭）」〈応侯見工簋銘（中期 [5231 ~ 5232]）〉、応侯見工鼎銘（中期 [2436]）〉及び「皇祖応侯」〈応侯見工鐘銘（中期 [15314 ~ 15317]）〉の器を製作している<sup>37)</sup>。諡称の「国号+公〈又は侯〉」は前述のように開国始祖に用いられる例がある称謂方法であり、また釐公から武侯にかけての過渡期に諡称が「公」から「侯」へと移行していたものと見られる。そうすると、或いは、応侯の正式封建は釐公代、すなわち西周中期以降に下るのではないかと推定されよう。また、汝河は河南王畿から淮河方面へと出る際の重要な経路であり、その中流域では胡侯や蔡侯が守りを固め、「古白」などの直轄軍事駐屯地もその付近に設定されていたものと見られる<sup>38)</sup>。

以上のように、「侯」の分布情況は王朝疆域の辺域情況を反映していたものと考えられるのであるが、そうすると殷代以来の称謂である「子」や「君」を称し、「侯」や「公」を称さない領主の分布域については、“周王朝勢力圏がいまだ及んでいない地域〈或いは十分には及んでいない地域〉”だったのではないかという推定が成り立つであろう。淮河流域の黄国が、西周後期において「君」を称し、また春秋前期の段階でなお「子」を称していたのは、上記のような事情によるものであると考えられ、旧習に従って君主称謂の古称を用いていたものであろう<sup>39)</sup>。同じく淮河近辺に比定される番国が西周後期から春秋後期にかけて終始「君」を称し続けていたのも事情は同様であり、本来汎称である「君」をもっぱら固有の君主称謂として用いていた事由は、「公」や「侯」をあえて称さず、別箇の君主称謂を用いることによって、“周化”に対する間接的な意味での拒絶を表示する」という点にこそ求められねばなるまい<sup>40)</sup>。また、潁河流域の陳国も陝東系出自の古国であり、「侯」の銘文例はようやく西周後期になって初見する。そうして、陳国のさらに東方に位置する宋国の場合には「侯」にすら任ぜられなかったのであり、王朝の宋国に対する影響力が実態として相当稀薄であった点を示唆する<sup>41)</sup>。また、山東の斉国の場合には早期に諡称として「公」を称しており〈称「斉公」〉、一定の“周化”は受容していたようであるが、「侯」に封ぜられたのは西周中期に王朝からの討伐を受けて王朝への従属度が強まって以降であると考えられ、西周後期以降になって「斉侯」の用例が初見する<sup>42)</sup>。

### 第三章 称謂の変容過程

殷代甲骨文によると、殷代の領主層には「侯・伯・子・婦・田・老・師・亜・小臣・宁・邑」等の複数の君主称謂があり<sup>43)</sup>、西周代に受け継がれたものもあれば受け継がれなかったものもあった。また、受け継がれたとしても間もなく衰滅したり、名称は同じでも異なる意味を帯びる場合もあったものと見られる。前述のように「男」は間もなく消滅していった称謂の例であり、「侯」や「伯」、「子」は異なる意味を帯びるようになった称謂の事例であると思われる。「侯」に対する王朝からの統御力の強度及び期待値の高さは殷代には見られないものであり、周王朝が「侯」を新征服地支配の要にしようと意図していた点は明白である。また、「伯」は克殷以降に王畿内外において展開された諸族の散開・遷住過程において“本族”としての意義を有するようになった。諸族が「伯、仲、叔、季、孟」の各分族に分化していく過程は殷系・陝東系諸族と周系諸族が混淆する西周前期以降に顕著

に見られる現象であり<sup>44)</sup>、姓の創出による婚姻連盟形成と軌を一にするものである（姓の出現も周初以降に繋げられる）<sup>45)</sup>。また、「子」は「男」と同様に衰滅への過程を歩んだが、春秋期以降になって新たな意味を帯びて一定の復活を遂げることになった。それは、いわば「価値が下落した君主称謂」という意味あいからの延伸義に拠るものであり、まず一つは即位後間もないが故に資格不十分な君主であると解釈される「未踰の君」による称「子」例である<sup>46)</sup>。金文上では、春秋期以降における滕国や陳国、楚国、許国等における事例がこれに該当するであろう〔表4—1〕。もう一つは卿大夫に対する尊称としての称「子」例であり、金文上では高子や国子、鮑子、崔子、郤子等の用例がこれに相当する<sup>47)</sup>。「君主ではないが君主に近い地位にある者に対する貴称」という点で資格不十分な君主称謂である「未踰の君」の「子」称と意味的に通底する。

さて、ここで注目すべきは、残る「公」称謂が周代に先行する殷代において（君主称謂としては）基本的に用いられていなかったという点である<sup>48)</sup>。この点はすなわち、「公」が周王朝起源のオリジナルな領主称謂であったということの意味し、換言するならば「公」を名乗ることこそが“周化”を受容した何よりの明証とされたのではないかと考えられるのである。殷系の十干諡称から周系美称諡称への過渡期を示す折衷型諡称で「公」称謂が特に選択されていた理由もまさしくこの点に由来していたのであり、榮氏が「子」称謂から「公」称謂へと移行していたのも、そのような趨勢に従った結果であったものと解釈される。

ところで、榮氏と同様の称謂移行事例としては、秦や楚の事例が挙げられる〔表2—1, 表4—1〕。

秦は西周末の厲王～宣王期頃に関中王畿西辺の甘肅省礼県大堡子山付近で勃興した新興国であるが<sup>49)</sup>、この地域は先周文化の土器群Bに由来する旧習の残存していたエリアで、矢王や豊王らの称「王」者も至近の距離に所在する特異な文化圏に属していた<sup>50)</sup>。そのため秦は当初、殷代以来の旧習に従って「子」〈「秦子」〉を称したのではないかと考えられる。ところが、間もなく周が東遷し、秦がその疆域を関中王畿地域に拡大して独自の受命思想すら形成するようになると、旧習に拠る称謂を棄却し、また周の遺民を収容して慰撫していくという必要上からも周王朝に由来する「公」称謂を採用するようになったのではないかと考えられるのである<sup>51)</sup>。

次に楚についてであるが、周原甲骨に拠ると楚は先周期において「子」を称していたことが確認される<sup>52)</sup>。その後、西周前期の昭王代に王朝の討伐を受けているが、その際楚は「楚伯」と称されており、既に周的な「伯」称謂を導入して周的分族化も行っていたものと見られる<sup>53)</sup>。以後、王朝とは遣使による交流関係等があったものの<sup>54)</sup>、例えば夷王16年の士山盤銘（中期 [14536]）に見える貢納物徴収の際には都や方等と異なり楚のみ王朝との授受手続きが完了していなかったようであり、一般外諸侯とは異なる態度で王朝と接し続けていたようである<sup>55)</sup>。そのような楚国の対王朝姿勢が変化するのは宣王代に入ってからであり、おそらく晋国を介しての慰撫工作が功を奏したものと考えられ、「楚公逆」の銘器が山西省曲沃県曲村鎮北趙村晋国墓地 M64 晋穆侯墓で出土しており〈楚公逆鐘銘（後期 [15500～15501]）〉<sup>56)</sup>、また「楚公𡗗」銘器は関中王畿の周原遺址内にある召陳村の窖蔵から出土している〈楚公𡗗鐘銘（後期 [15170～15174]）〉。楚国は楚公逆（＝熊罾）〈前799～前791〉から楚公𡗗（＝熊儀 [若敖]）〈前790～前764〉にかけての時期以降になってようやく正式に“周化”し、「公」を称し始めたものであろう<sup>57)</sup>。

上述の“周化”過程と君主称謂の変遷との対応関係をまとめてみると、[[伯仲叔季孟]への分族化及び姓の自称→称「公」→称「侯」]という称謂の段階的導入過程が想定される。黄国や北国の例な

どを考慮すると、「公」を称さなくとも分族称謂を名乗っている事例はあるので<sup>58)</sup>、分族化自体は周初以来いずれの族においても基本的に始まったのであろう。そうして、ある程度“周化”が進み周王朝に対する従属度が進んだ〈王朝との君臣関係が確定した〉段階で「公」を称し始めて周王朝の君臣カテゴリーに包摂されたことを明示し、さらに王朝からの信頼度が強固になった場合に“封建”の手続きを経て「侯」の地位を得ることもあったのである。

### おわりに

最後に、五等爵の序列の形成過程について想定される経緯を述べておきたい。まず、「公」が周王朝に発祥するオリジナルの君主称謂であったという点については前述した通りである。また、西周代において生誕としての「公」は内諸侯大族群をも従える特別枠の有力者が用いていた貴称であり、内・外諸侯間に上下の序列関係が存在していたことも相俟って「公」が五等爵の最高位とされたのであろう<sup>59)</sup>。次に「侯」・「伯」の序列の形成については、「侯」が特に西周後期以降にその存在感を増してきたことと共に、本来「侯」の称謂者が「伯」をも名乗り得る者であったのに対し、「侯」を称することが出来ない「伯」は「侯」に対する欠格者として評価されるようになったという称謂資格の側面が関係していたものと思われる<sup>60)</sup>。ついで「子」がその下に位置づけられた事由は、春秋期にもいまだ旧習に従う君主称謂として用いられる例もあったものの、それに加えて不完全君主の称謂としての新たな用例が現れていたという点が反映されたものであろう。後者の意味合いから、「子」は主に文献上では貶称として活用されることになる。そうして、末尾に「男」が位置づけられたのは、ほとんど衰滅していた称謂で最後に残滓〈「許男」等〉が残っていた程度であったという点によるものと考えられる。ただ、実のところ「君」にも「男」と同様にそのようなカテゴリーに付加される可能性が全く無かったとは言えないのであり、それにも関わらず結果的に爵位に含まれなかった理由は、五行説に基づく「五」という数字合わせにこそ意味があったからであろう<sup>61)</sup>。端的に言えば、「子」・「男」であっても「男」・「子」であっても大局的に見て大差なかった筈であり、本稿の叙述によって既に了解されたように、そもそも西周代における五等爵制自体が仮想の産物なのであるから、その序列に厳密な意味がある筈もないのである。無論、春秋期以降に入ると、五等爵的序列は他の多様な政治的秩序関係と相互に絡み合いつつ諸侯間関係を実際的に規制する役割を是たし始めるのであるが、その実態解明のためには経書の理念的装飾から解き放つ腑分け作業を試みる必要があるであろう。

#### 【注】

- 1) 傅斯年 1930、郭沫若 1954 参照。
- 2) 王世民 1983 参照。なお、その後の新発見史料を用いた補論として王世民 2012 がある。
- 3) 吉本道雅 1994 参照。
- 4) 李峰 2012 参照。
- 5) 劉芮方 2016 参照。
- 6) 劉氏は、殷代の「公」についても爵称としての義を推定されているのであるが、後述のように周代以前における「公」には君主称謂としての用例は認められない。
- 7) 拙稿 2016 参照。

- 8) 呉鎮烽『集成』《以下『呉』》については、本稿末尾の【参考文献】欄参照。本書以外には、『殷周金文集成』、『近出殷周金文集録』、『近出殷周金文集録二編』等の断代案を参考とする。本稿で銘文を引用する際には、[(1)『呉』の断代案、(2)『呉』の著録番号]の順に付記することにし、断代案の西周早期、西周晚期、商晚期、春秋早期、春秋晚期、戦国早期、戦国晚期を本稿では前期、後期、殷後期、春秋前期、春秋後期、戦国前期、戦国後期と改めた。また、『呉』未収録のものについては、著録雑誌名・刊号及び掲載誌に示された断代案を付記する。
- 9) なお、「伯」等の称谓との間にも互換性が認められる。前掲拙稿 2016 参照。
- 10) 榮氏は「子」を称している段階では十干諡称を用いており〈榮子盃銘（前期 [14706 ~ 14707]）〉、陝東系出自としての表徴を有していたのであるが、西周中期以降は「子」を称さなくなり、同時に陝東系の表徴も消し去っている。
- 11) 文献上では、『詩』（魯頌・閟宮）に魯国封建の事情を述べて「王曰、叔父。建爾元子、俾侯于魯。大啓爾宇、為周室輔。乃命魯公、俾侯于東。錫之山川、土田附庸。」とあり、「叔父」〈=周公旦〉の「元子」〈=伯禽〉は「魯公」の立場を前提として「侯」に封ぜられたとされている。  
 なお、『左伝』でも文公 12 年条に「・・寡君願馮福于周公、魯公以事君・・」、定公 4 年条に「・・故周公相王室、以尹天下、於周爲睦。分魯公以大路、大旂、・・」とあり、伯禽を「魯公」と称していたものと見られる。  
 また、内諸侯が始祖を「族名+公」で諡称する例としては、召公や周公のほか、単公〈速盤銘（後期 [14543]）〉、速盃銘（後期 [14777]）〉や畢公〈畢伯克鼎銘（後期 [2273]）〉等の事例を挙げることが出来る。
- 12) 「侯曰、叔。丕顯朕文考魯公、垂文遺功、不肆厥誨。・・」とある。
- 13) 滕侯簋銘には「滕侯作滕公宝尊彝」とあり、また吾鬲銘には「吾作滕公宝尊彝」とある。いずれも山東省滕県姜屯公社莊里西村滕国墓地出土であり、「吾」は滕侯である可能性が指摘出来る。莊里西村滕国墓地については、滕県 1979 及び滕県 1984 参照。
- 14) 『史記』宋微子世家に、封国名を称した実質上の国祖として、微子開の弟：微仲の子である宋公稽の名が見える。また、同様に文献上で「国号+侯」を称する実質上の国祖の例としては、『史記』晋世家に見える唐叔虞の子：晋侯燮の例がある。
- 15) 殷系十干諡称（例：「父乙」）と周系美称諡称との過渡期にあたる諡称を、両者の特徴を兼ね備えているという点から、本稿では折衷型諡称と称する。なお、殷系要素を削去して周系要素を摂り入れていく過程を本稿では“周化”と称する。
- 16) 穆公の右者就任事例としては、盞尊銘（前期～中期 [11814]）〔同方彝銘（前期～中期 [13546 ~ 13547]）〕及び戠簋銘（中期 [5289]）が挙げられ、益公の右者就任事例としては、本文所掲の邰伯彝簋銘の他、申簋蓋銘（中期 [5312]）、王臣簋銘（中期 [5313]）、師道簋銘（中期 [5328]）、匄簋銘（中期 [5378]）、走馬休盤銘（中期 [14534]）がある。また武公の右者就任事例としては、南宮柳鼎銘（後期 [2463]）及び敵簋銘（後期 [5380]）を挙げることが出来る。
- 17) 山西省絳県横水鎮邰国墓地については、山西 2006 参照。
- 18) なお、楊 2004 も、畢鮮簋銘に依拠して益公〈=畢氏出自〉説を採られている。
- 19) 穆公に関しても、本文所掲禹鼎銘で禹の祖とされている「穆公」と同定出来ると仮定すると、井氏関連の出自であったということになる。なお、楊 2004 では禹鼎銘の「穆公」と井叔采鐘銘（中期 [15290 ~ 15291]）に「井叔叔采作朕文祖穆公大鐘。・・」とある「穆公」とを同定され、井氏出自説を採られている。
- 20) なお、本文所掲の諸公以外でも、例えば周公の子である明公は成周で三事の命と四方の命を総管する重職に就いており〈矢令尊銘（前期 [11821]）〔同方彝名（前期 [13548]）〕〉、また虢城公は毛伯の前任として「四方極」と称せられる枢要の地位に就いていたものと見られる〈班簋銘（中期 [5401]）〉。この他にも、康公が右者に就任した事例がある〈卻咎簋銘（後期 [5215]）〉。
- 21) 王命による軍事行動に「侯」が参与した事例としては、明公簋銘（前期 [4955]）や小孟鼎銘（前期 [2516]）、応侯見工鼎銘（中期 [2436]）、晋侯蘇鐘銘（後期 [15298 ~ 15313]）等の諸器銘が列挙される。王臣による軍事行動に参画している柞伯鼎銘（後期 [2488]）に見える事例も、これに準拠して理解すべきであろう。また、四十二年速盤銘（後期 [2501 ~ 2502]）に見える玁狁征伐も、王朝の指示に基づき楊侯

も参与した作戦であったと考えられる。禹顛銘（中期 [3359]）で、師雍父が淮夷征伐時に胡侯と連絡を取り合っているのも、軍事的な連携を期待しての行動であったと推定されよう。

なお、「侯」単独の軍事行動の例としては、鼫侯鼎銘（前期 [1951]）、貝鼎銘（中期 [2395]）、臣諫簋銘（中期 [5288]）、葦簋銘（中期 [5179]）、晋侯銅人銘（後期 [19343]）等の諸器銘が列挙される。

- 22) 同様の事例としては、榮簋銘（前期 [5274]）、戎生鐘銘（春秋前期 [15239～15246]）、前掲四十二年逯鼎銘等の器銘を列挙することができる。
- 23) 自については、拙稿 2012 参照。また、商艶涛 2013：第 1 章第 1 節参照。自は「侯」に対して軍事的支援を行うと同時に、その動向を監視する役割も担っていたのではないかと考えられ、例えば曾、鄂、斉の近辺には、曾自、鄂自、斉自の諸自が配置されていた。ちなみにこのうち、鄂と斉は後に乱を起こして王朝の討伐対象となっており、そもそも当初より警戒の対象とすべき「侯」の近隣に重点的に配置されていた可能性も指摘出来る。なお、仲幾父簋銘（後期 [4882]）に「仲幾父使幾使于諸侯、諸監」とある「監」も、或いは「侯」の動向を監視する地方機関の 1 つであったのではないかと推定される。「応監」、「管監」等の諸「監」については、前掲商艶涛 2013：第 1 章第 3 節の 2 参照。また、「鄂監」については田率 2015 参照。「鄂自」と「鄂監」、又は「管自」と「管監」のように所在地が一致する例が見出される点も示唆的である。なお、葉家山曾国墓地 M107 からは「禪監」銘の禪監簋が出土している（湖北 2016a：西周前期）。
- 24) この点に関して郡国を例に挙げると、都公攸人鐘銘（春秋前期 [15189]）に「唯都正二月、都公攸人自作奏鐘。用追孝于厥皇祖哀公、皇考振公、・・」とあり、また都公平侯鼎銘（春秋前期 [2417]）に「唯都八月初吉癸未、都公平侯自作尊盂。用追孝于厥皇祖振公、于厥皇考厚孟公、・・」とあるのによると、都公攸人から都公平侯の間に諡称を「公」から「侯」へ変改しており、公式にもこの時期に「侯」に封ぜられた可能性が指摘出来る（表面上の君主称謂は「郡公」のままであり変わっていないが、「侯」と「公」との間に互換性があり、「侯」が「公」をも称し得たことは前述の通りであり、「侯」称謂をも行っていた可能性がある）。但し、「越王伯侯」の事例に見えるように「侯」ではない者が名の一部として「侯」を称する場合もあり（文献上では、『史記』管蔡世家附載曹世家に見える曹国 4 代「宮伯侯」等。曹国は「侯」ではない）、あくまで可能性の範囲に留まる。『史記』衛康叔世家に見えるような【「諡称の変化（例えば「伯」から「侯」、「侯」から「公」）】を爵称の変化に伴う変化】と直截的に解釈する所説は、五等爵制の存在を疑問をさしはさむ余地のない前提と考えるようになってからの後起の議論、もしくはそのような後起の議論に基づいて行われた春秋期以降における事跡を前提とした見解であろう。
- 25) 杞国の君主称謂は甲骨文によると「杞侯」であったが、史密簋銘（中期 [5327]）では「杞夷」と称せられ、討伐の対象とされている。また西周初期に周公によって討伐されている蓋侯（禽簋銘（前期 [4984]））も、周王朝成立後間もない時期における“侯による反乱”という特殊な状況（本文にて論じたように、「侯」は一般の「公」より従属性が強いと見られる）から見て、或いは殷王朝に由来する「侯」であったのではないかと推測される。但し、杞侯と同じく甲骨文において称「侯」されている冥侯の場合は、周王朝から何度か賜与の対象とされており（繁簋銘（前期 [5150]）、公賀鼎銘（中期 [2341]））、王朝の征伐戦に参加することもあったようである（師袁簋銘（後期 [5366～5367]））。冥国と王朝との協調関係については、孔華・杜勇 2016 参照。また、保尊銘（前期 [11801]）〔同卣銘（前期 [13324]）〕で「殷東国五侯」と統称されている諸「侯」の場合も、その分布域と時期の面から見て殷王朝由来の「侯」であった可能性が指摘出来よう。
- 26) 周代初封と見られる異姓諸「侯」である燕国や曾国が同姓諸「侯」に比肩する巨墓を構築していた点については、拙稿 2015 参照。また、西周後期には鄂国等のように王室の外戚としての地位を得て強勢化する例もあった。この点については、拙稿 2013 参照。
- 27) 西周後期～春秋期以降に繋げられる反、黄等の事例及び滕、許等の事例については、各々別個の事由が想定される。この点については、第二章及び第三章にて後述する。
- 28) 榮子の十干諡称例については、注 10 参照。北子については、北子鼎銘（前期 [1792]）に十干諡称例が見え、また長子に関しては長子狗鼎銘（前期 [1864]）に十干諡称があり、長子鼎銘（前期 [1791]）に十干諡称及び図象記号が見える。
- 29) 前述のように、李峰 2012 も「侯」と「男」の親和性について指摘されており、いずれも“政治秩序”に属する称謂であると解されている。

なお、矢令尊銘で侯、男と並記されている「田」は大孟鼎銘（前期 [2514]）でも「王若曰、孟。・・我聞殷墜命、唯殷辺侯、田與殷正百辟、率肆于酒、故喪自己。・・」というように「辺侯」と並記されている。「田」は、後述するように殷代の領主名の1つとして見え、「男」と同様に西周代に入ってやがて衰滅していったものと見られる。

- 30) 前掲四十二年逯鼎銘に「・・余肇建長父、侯于楊」とあり、その後獵狁征伐へとつながる経緯から、関中王畿の安全保障と楊侯封建との関連性が想定される。
- 31) 融族の山東省青州市蘇埠屯墓地や史族の山東省棗莊市滕州市官橋鎮前掌大村墓地、長族の河南省周口市鹿邑県太清宮鎮墓地では、亜字形墓や中字形墓が発見されており、殷末周初の段階において相当な勢力を有していたものと見られる。諸墓葬の概要については、前掲拙稿 2015 参照。
- 32) 衛侯、井侯、燕侯及び下記の楷侯の墓葬の概要については、前掲拙稿 2015 参照。
- 33) 虎方征伐及びこれに関連する銅産地への進出構想については、前掲拙稿 2013 参照。
- 34) 湖北省随州市曾都区浙河鎮葉家山曾国遺跡については湖北 2011、随州市随県安居鎮羊子山鄂国遺跡については、随州 2009 参照。
- 35) 鄧国の位置については、石泉 1980 参照。鄧公は西周中期には周系外諸侯の応国と通婚関係を形成しており（鄧公簋銘（中期 [4648 ~ 4651]））、また西周後期には異姓外諸侯としては例外的に関中王畿の奠地への新分族配置を認められている。この点については、前掲拙稿 2013 参照。なお、異姓外諸侯で他に新分族配置が認められていたのは、鄂国のみである。
- 36) 河南省平頂山市滎陽鎮応国墓地の概要については、前掲拙稿 2015 参照。
- 37) 「烈祖釐 [公]」の器を作器している「応□ [侯]」は、応侯見工であると見られる（応侯鼎銘（後期 [2342]））。
- 38) 胡国の位置については、河南省漯河市郟城区に比定する説がある [陳槃 1969]。胡国は先周時代より周政権と交渉があったようであり（周原甲骨 H11—232）、また内諸侯の榮仲の宮の造宮に際して胡侯が芮伯等と共に招聘されたという事跡も伝わる（子方鼎銘（前期 [2412 ~ 2413]））。新出の伯方鼎銘（李学勤 2015：前期）によると、「惟公省、徂南国、至于漢。厥至于胡。・・」というように、王朝主管と推定される南方巡省に際して胡国も関与していたものと考えられ、また師雍父の淮夷征伐に関係していたと見られる点については、前注 21 で述べた通りである。一方、蔡侯は前掲柞伯鼎銘（後期 [2488]）で戎征伐に参加しており、また淮夷からの服事徴収に際しても関与していたものと見られる（駒父盥蓋銘（後期 [5675]））。古自については、河南省平頂山市葉県の南に比定する説がある [徐中舒 1959]。
- 39) 黄国の位置は河南省潢川縣に比定される。牛長立 2014：第 2 章第 3 節参照。
- 40) 番国の位置は河南省信陽市平橋区付近に比定され、後に固始縣付近に東遷したとされる（金榮権 2014 参照）。金榮権 2014 に見える、春秋前期に中原地区から南遷したという説は採らない。江国については淮河以北の河南省正陽縣付近、交国については滎水中流域の湖北省鄖縣付近に比定される（陳槃 1969 参照）。また、南国反子の根拠地についても、その反乱の情況（宗周鐘銘（後期 [15633]）、伯戠父簋銘（後期 [5276 ~ 5277]））から見て、淮河流域方面に所在していたのではないかと推察される。反子の乱の概要については、前掲拙稿 2013 参照。
- 41) 宋国君主の称谓について吉本道雅 1994 は「宋が「公」を自称したのは本来それ以外の称谓をもたなかったためであろう」とされているが、「侯」でない中原諸侯であれば通常「伯」と称していたはずであり、新出の疑尊〔同貞〕銘（董珊 2012：前期）にも「唯仲義父于納鄂侯于整城、誕睨臣于宋伯」というように、「宋伯」と見える。殷代甲骨文にも「宋伯」の用例があるので、殷代以来の称谓であろう。
- 42) 齊国に対する討伐及びその帰順過程については、前掲拙稿 2013 参照。なお、宣王代に封ぜられたと見られる申国は、『詩』大雅・崧高に「臺臺申伯、王纘之事、于邑于謝、南国是式」というように当初は「伯」と称していたものと見られるが、『竹書紀年』〈『左伝正義』昭公 26 年条、『通鑑外紀』卷 3 所引〉によると「申侯」とあり、のちに「侯」に任じられたと考えられる。また、同じく西周金文銘に「公」や「伯」の称谓例が認められる鄧国、息国も、『春秋経』桓公 7 年条に「鄧侯吾離来朝」とあり、また『左伝』隠公 11 年条に「息侯」とあるように、のちに「侯」に任ぜられていたものと見られる。
- 43) 甲骨文に見られる殷代君主称谓の諸類型については、落合淳思 2016 参照。なお、前掲劉芮方 2016 では、「公・侯・伯・子・男・田・婦・衛・亜・王」の諸類型を列挙されている。

- 44) 諸族の散開・遷住過程については、拙稿 2010 参照。また、伯仲叔季孟の分族化過程については、前掲拙稿 2016 参照。例えば、卯簋銘（中期 [5389]）では榮伯主宰の冊命的儀礼において榮季が右者的役割を務めており、榮伯（“本族”）と榮季（“分族”）との間に上下の序列関係が見出される。
- 45) 姓に関する専論は別稿で扱う予定である。なお、特に姫姓の創出・展開過程については、前掲拙稿 2015 参照。
- 46) 『左伝』僖公 9 年条に「宋桓公卒、未葬而襄公会諸侯、故曰子、凡在喪、王曰小童、公侯曰子」とあり、先君未葬の段階における国君の称谓として春秋期には「子」が使用されていたものと見られる。
- 47) 高子（高子戈銘（春秋前期 [16509]））、国子（国子鼎銘（春秋後期 [701 ~ 703]））、国子中官鼎銘（春秋後期 [704 ~ 705]））、鮑子（鮑子鼎銘（春秋後期 [2404]））、崔子（庚壺銘（春秋後期 [12453]））、郤子（郤子劍銘（春秋後期 [17815]））等の事例が列挙される。文献上では、例えば『春秋経』閔公 2 年条に高侯を「齊高子」と書するように、列国の卿や王朝の卿士を指す称谓として用いられる。
- 48) 「公」は甲骨文では祭祀対象名（例：「多公」）や施設名（例：「公宮」）として用いられている。前掲落合淳思 2016 参照。
- 49) 大塚子山秦国墓地については、戴春陽 2000 参照。吉本道雅 2005 では、厲王代初封説を採られている（同書：第二部下篇第三章第一節）。
- 50) 先周文化の土器群 B の分布域や称「王」者の所在については、拙稿 2008b 参照。
- 51) 秦国では、秦公罇銘（春秋前期 [15827]）に「秦公曰、丕顯朕皇祖受天命、肇有下国、十又二公、・・・」とあるように、襄公を受命の君と見做す独自の受命思想を有していた。同様の受命思想は、晋国（晋公盆銘（春秋後期 [6274]））や畢氏（畢伯克鼎銘（後期 [2273]））においても認められる。なお、『史記』秦本紀に「十六年、文公以兵伐戎、戎敗走。於是文公遂収周餘民有之、地至岐」とあるように、秦は文公 16 年（前 750）頃には既に岐山付近（周原も含むであろう）の周遺民を支配下においていたものと見られる。ところで、「秦子」について陳昭容 2010 等は、即位前に死去した太子：静公に比定する見解を示されているが、他にそのような金文事例は見出されない。これに対し、李学勤 2003 は本稿と同様に「秦が称「公」する以前の称号」であると解釈されている。
- 52) 周原甲骨 H11—83 に「楚子来告」とある。
- 53) 令簋銘（前期 [5352 ~ 5353]）に「佳王于伐楚伯、在炎、・・・」とある。楚征伐の概要については、前掲拙稿 2012 参照。楚国は、春秋後期までには楚伯、楚叔に分節していた（前掲拙稿 2016 参照）。また、新出の楚季鐘銘（湖北 2016b：中期）によると、西周中期には「楚季」も分出していたものと見られる。
- 54) 西周中期の生史簋銘（中期 [5076 ~ 5077]）に「□伯命生史使于楚、伯賜賞、・・・」とある。
- 55) 土山盤銘に「・・・王呼作冊尹、冊命山。曰、于入葬侯、出、徵都、荆、方服、暨大藉服、履服、六孳服。葬侯、都、方賓貝、金、・・・」とあり、荆（楚）のみ後段の「賓貝、金」の手続きが完了していない。
- 56) 晋穆侯（前 795 ~ 前 785）は、王朝軍と共同出兵して戎の征伐に従事しており、王朝と密接な連絡関係を有していた（前掲拙稿 2012 参照）。また、齊国との間には通婚関係を形成しており、異姓外諸侯に対して独自の渉外活動を展開していたものと見られる。楚国との交渉も、或いはそのような異姓外諸侯に対する調略の一環であったのではあるまいか。なお、穆侯の在位年代については、吉本道雅 1987 の年代補正に従う。北趙村晋国墓地 M64 を穆侯墓に比定する見解については、北京 1994 参照。
- 57) 吉本道雅 2005 では、熊罥（前 799 ~ 前 761）、若敖（前 760 ~ 前 734）に年代比定されている。なお、前掲楚季鐘銘に「楚季宝鐘。厥孫乃献于公。公其万年受厥福」とある「公」が「楚公」であるとすると、同器銘は西周中期に繫けられるので、やや遡る時期から既に所領内では称「公」し始めていた可能性もある。楚季鐘について黄文新・趙芳超 2016 は、西周中期晩段から晩期早段に繫けられており、後期に係る時期であると考えられる。
- 58) 黄国の「黄仲」、「黄季」称谓や北国の「北伯」称谓については、前掲拙稿 2016 参照。
- 59) 内諸侯と外諸侯の間に見られる上下序列関係については、拙稿 2008a 参照。
- 60) 「侯」と「伯」の関係性については、前掲拙稿 2016 参照。「伯」は原義として親族称谓であり、一種の官職的地位である「侯」に任ぜられる「伯」もいれば、「侯」に任ぜられない「伯」もあり得た。
- 61) 『史記』衛康叔世家に「嗣君五年、更貶號曰君、獨有濮陽」とあるように、「君」を下位の爵称と見做す見解が見え、後には「君」を爵称の 1 つと見る説も形成されたものと見られる。

【表 1—称谓互换例表】

NO	族名・国名	公	侯	子	男	君
1	荣	○		○		
2	応	○	○			
3	滕	○	○	○		
4	魯	○	○			
5	晋	○	○			
6	蔡	○	○			
7	衛	○	○			
8	秦	○		○		
9	宋	○				○
10	铸	○	○			
11	邾	○				○
12	許	○		○	○	
13	齊	○	○			
14	眞	○	○			
15	楚	○		○		○
16	莒	○	○			
17	燕	○	○			○
18	陳	○	○	○		
19	虎	○	○			
20	黄			○		○

## 凡例

- 断代と器銘番号は『呉集成』に拠る（『呉集成』未収の器銘については出典を注記し、断代は出典の考証に従う）。
- 「器銘番号（＝器銘番号）」の表記は、同銘器であることを示す。
- ㊦は、族名を諡称として用いている例であることを示す。
- §は、施設名として族名が用いられている場合〔(例)「周公宗」、「周公宮」〕や、過去の著名人物例としてあげられている場合〔(例) 15542の「召公」〕、子輩の称谓例によって「公」称谓が推知される場合〔(例)「公子」、「公孫」〕などを指す。
- ☼は、器銘内容を考慮すると、当該時期に繋げることが適当である用例であることを示す。
- ♣は、偽器である可能性がある器銘であることを示す。
- なお、春秋時代以降に初見する称谓例については、諸侯国において新封された封君である可能性等もあるため、基本的に除外した（殷代の称谓例も、西周期に係らない事例の場合は、除外している）。但し、諡称例については本論との関連で春秋期以降の事例についても摘記した。
- 「君」については、「国名＋君」の称谓例のみを採り上げており、例えば禹鼎銘（後期〔2498～2499〕）に見られるような汎称的事例〔鄂侯馭方捕縛の段で「・・獲厥君馭方」と述べている〕については除外する。

【表 2-1】（公：君主称谓）

NO	族名・国名	時期
1	豊	前期：1551、2185（＝4937）、2378（＝5142～5143）、3316
2	濂	前期：2225、2352、2365～2366
3	畢	前期：4986～4987、5221、19759 / 後期：2273㊦ / 春秋後期 15570～11582㊦
4	毛	前期：2336 / 中期：5174、5401 / 後期：2518
5	周	前期：2364♣、4984、5274㊦、5384§、10656、11821（＝13548）㊦§、 14377㊦、14432、14541☼、15597～15602☼ / 中期：2406㊦、5301㊦ / 後期：2488㊦ / 戦国中期：16813♣
6	井〈注1〉	/ 中期：12446 / 後期：4874～4875
7	楷〈注2〉	前期：10633㊦
8	南	前期：湖北 2014a☼ / 中期：2230
9	召	前期：2102、2378（＝5142～5143）、3305㊦、11736§、19255 / 後期：5341㊦、11816～11817㊦ / 春秋中期：15542～15551§ / 戦国中期：12455㊦
10	蘇	/ 後期：4596、14404（＝14892） / 春秋前期：4982～4983、14980 / 春秋後期：2335（＝14091～14092）㊦
11	榮	/ 中期：5389
12	単	前期：1717㊦、14543㊦☼、14777㊦☼
13	応	前期：1430、1552～1553、2071～2072、2105、4210～4211、10269、11593、12171、 13049 / 中期：5233
14	滕	前期：2766㊦、4487～4488㊦ / 戦国中期：18815
15	魯	前期：2876㊦ / 中期：11818（＝13347）㊦
16	曹	/ 春秋後期：5929（＝14486）
17	晋	/ 春秋前期：17327 / 春秋中期：15200～15207 / 春秋後期：6274 / 春秋時期：19013～19014 / 戦国前期：15425～15429
18	蔡	/ 春秋後期：16899～16901§、16902～16903§、16904§、 16905～16906§
19	衛	/ 春秋前期：17054§

20	芮	/ 中期：4432 ~ 4434、4501、4609 ~ 4610、4825 ~ 4826、4514 / 春秋前期：1879 ~ 1881、1973、2884、2988 ~ 2989、3012、4386、4575 ~ 4577、 5831、12244 ~ 12246、15140、19365 ~ 19366 / 春秋時期：16521
21	唐	前期：6274 ♣
22	鄧	殷後期：14684 / 中期：1554、4648 ~ 4651 / 後期：4710、4990 / 春秋前期：4391 ~ 4392、2403 § / 春秋中期：2093 / 春秋時期：14919
23	秦	/ 春秋前期：1555 ~ 1559、1560 ~ 1561、1562 ~ 1563、4250 ~ 4252、4387 ~ 4390、5370、12182 ~ 12186、15565 ~ 15569 (= 15824 ~ 15826)、15759、15827
24	宋	/ 春秋後期：1564、5904、6157、15751 ~ 15756、16825 ~ 16827、16828、16829
25	申	/ 春秋後期：2264 ¶ / 春秋時期：5958 ~ 5959
26	郟	/ 春秋前期：2417、5201、5895、5942、6273 ¶、15189 / 春秋中期：5970
27	鑄	/ 後期：14968 / 春秋前期：5905
28	邾	/ 春秋前期：5907 ~ 5908 § / 春秋後期：15275、15421 ~ 15424、15591、15784 §
29	許	/ 春秋後期：5965 ~ 5966、16649、16650 (= 16651)、16652、16653
30	齊	前期：13253 ¶、13658 ¶、山東 2011 ¶ / 春秋後期：15552 ~ 15564 (= 15829) 〈注 3〉
31	曩	/ 春秋前期：12407
32	楚	/ 後期：15170 (= 15172 ~ 15174)、15171、16715、15500 ~ 15501、15782
33	邾	/ 春秋中期：14526
34	莒	/ 春秋中期：15415 / 戰國前期：15180 ~ 15183 (= 15761 ~ 15762) ¶
35	燕	/ 春秋時期：14918
36	淳于	/ 春秋前期：16850 / 春秋後期：16851 ~ 16852
37	陳	/ 春秋前期：14034 § / 春秋中期：5935 §
38	虎	前期：5373 ¶
39	甸	前期：1424
40	兮	前期：13306
41	同	前期：5225
42	覲	前期：4954
43	𡗗	前期：8529
44	盪	前期：11780
45	孚	/ 中期：3309
46	遲	/ 中期：5331 ~ 5334
47	爾 ♣	/ 中期：5677
48	青	/ 中期：14791
49	鄭	/ 後期：4889
50	復	/ 後期：4932 ~ 4934 / 春秋後期：5105、12371
51	𡗗	/ 後期：6143

【表2—II】(公：死諡)

時期	称谓事例
前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「公」〈注4〉：1513、8527～8528、11614、13171、14713</li> <li>●「宮公」：1706 ●「己公」：1866、2345、5384 ●「饗公」：2365～2366</li> <li>●「安公」：2449 ●「南公」〈注5〉：2514、黃鳳春・胡剛2014</li> <li>●「乙公」：4257、5225、8270、9845</li> <li>●「公母」：4439 ●「義公」：4445 ●「旌公」：5111 ●「丁公」：5252～5253</li> <li>●「癸公」：6139 ●「多公」〈注6〉：5384 ●「康公」：6214 (= 11061)</li> <li>●「可公」：8557～8558 ●「笱公」：10625 ●「日癸公」：11701</li> <li>●「公日辛」：11769 ●「京公」：11806 ●「庚公」：11819 ●「文公」：13212 [器]</li> <li>●「大公」：13212 [蓋]</li> </ul>
前期又は中期	●「祈公」：4434、4500 ●「益公」：11814 (= 13546～13547)
中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「公仲」：2073 ●「麥公」：2269～2270 ●「聖公」：2317 (= 3025)</li> <li>●「聖姬」：2317 (= 3025)</li> <li>●「甲公」：2329 (= 5275、5315～5318、5676)、2489、5368～5369</li> <li>●「黃公」：2428 ●「戊公」：14531 (= 14799)</li> <li>●「乙公」：2448、4544、4733、4872、5605、11803 (= 13331～13332)、13543、14541、15592</li> <li>●「日戊」：2448 ●「充公」：2477 ●「瀨公」：2480</li> <li>●「辛公」：2481、5115、5167、5328、11804、13343、15592 ●「日庚」：2489</li> <li>●「郭季易父」：2495 ●「糞公」：4317 ●「公姊」：4660</li> <li>●「公命仲」：4702～4705 ●「烈公」：4956～4959 ●「公叔」：5218～5219</li> <li>●「釐公」：5233、5639、12220、12446、15153 ●「幽公」：5299～5300、14528</li> <li>●「父丁」〈=宗公〉：6219 ●「公」：8281 ●「丁公」：11743、15592</li> <li>●「公日己」：12392～12393 ●「它公」：13544 ●「穀姬」：14528 ●「穆公」：15290～15291</li> </ul>
後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「己公」：1912、6228 ●「釐公」：2342、5374～5375</li> <li>●「丁公」：2483 (= 5335)、5679 ●「惠公」：2483 (= 5335)、5679</li> <li>●「癸公」：2484～2486 (= 5354～5361) ●「穆公」：2498～2499、15287～15288</li> <li>●「充公」：4927～4928 ●「武公」：5015～5016</li> <li>●「孟姬」：5015～5016、5387～5388 ●「益公」：5050、5151 ●「葬公」：5080</li> <li>●「季姬」：5080 ●「烈公」：5085～5088 ●「文公」：5151 ●「武伯」：5151</li> <li>●「恭伯」：5151 ●「乙公」：5177 ●「季氏」：5177 ●「讞公」：5207</li> <li>●「城公」：5324～5325 ●「公伯」：5387～5388 ●「大公」：6159、15266</li> <li>●「庸公」：6159、15266 ●「鞮公」：6159、15266</li> <li>●「魯仲賢(魯仲)」：6159、15266 ●「憲伯」：6159、15266</li> <li>●「孝公」：6159、15266 ●「靜公」：6159 ●「公叔」：14543</li> <li>●「甯季充公幽叔」：15350 ●「德叔」：15350 ●「南公」〈注7〉：15495</li> <li>●「公仲必父(公仲)」：15495</li> </ul>
春秋前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「桓公」：1835～1838 (= 3300、4532～4535、12247～12248)</li> <li>※都/「振公」：2417、15189 「犀孟公」：2417 「哀公」：15189</li> <li>※陳/「陳桓公」：5166</li> <li>※鄭/「鄭武公」：14521 (= 15000)</li> <li>※秦/「文公」：15565～15569 (= 15824～15826) 「靜公」：15565～15569 (= 15824～15826) 「憲公」：15565～15569 (= 15824～15826)</li> <li>●「憲公」：15239～15246</li> </ul>
春秋中期	※宋/「宋莊公」：2179
春秋後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>※鄭/「鄭莊公」：2408～2409 (= 14095～14096)</li> <li>※齊/「莊公」：12453</li> <li>●「文公」：15277</li> <li>※宋/「穆公」：15552～15564 「襄公」：15552～15564 「成公」：15552～15564</li> <li>●「恭公」：15815～15818 ●「惠公」：15815～15818 ●「文公」：17861～17862</li> </ul>
春秋時期	●「夙胤公」：4977 ●「邵穆公」：6072
戦国前期	●「悼公」：15767～15770 ●「懿叔」：15767～15770
戦国中期	●「孝武桓公」：6080

【表 2—Ⅲ】(公：生諡)

時期	称謂事例
前期	●「明公」：4955、11821 (= 13548) ●「宮公」：11786 (= 12402) ●「穆公」：11814 (= 13546 ~ 13547)
中期	●「乙公」：1934 ●「穆公」：3039 ~ 3040、5206、5289、1242 ●「益公」：5208、5312、5313、5328、5378、5385、6230、14534 ●「康公」：5386 ●「虢城公」：5401 ●「辛公」：12405 ●「丙公」：13339
後期	●「虢文公子𢇛」：2207 ~ 2209 (= 2987) ●「虢宣公子白」：2308 ●「武公」：2463、2498 ~ 2499、2500、5380 ●「益公」：15125 ●「邾季故公」：4759 ~ 4760 ●「德公」：4845 ●「康公」：5215
春秋前期	※王朝/「王子烈公」：2280 ~ 2286 (= 5037 ~ 5048、12398 ~ 12399、14497) ※都/「下都雍公緘」：2397
春秋後期	●「康公」：2435 ※齊/「靈公(桓武靈公)」：12453、15552 ~ 15564
春秋時期	●「其成公」：12367
戦国後期	●「襄公」：1775

〈注 1〉器銘の表示が「井」であるため、内諸侯の井氏であると見られる。

〈注 2〉魯侯や滕侯の事例を参考にすると、外諸侯の楷侯の例であると見ることも出来る。

〈注 3〉文中の「公」は、斉国の臣である叔夷から主君に対する称謂であり、「斉公」を指すと見られる。

〈注 4〉「某公」の略称なのではないかと思われる。

〈注 5〉南氏は金文例に拠ると姫姓であると見られる族であるが、2514 は陝東系出自である孟氏の作器であるため、この場合の「南」は族名ではなく諡称中の美称であると考えられる。また、黄鳳春・胡剛 2014 の事例は曾侯烝の称謂例（「烈考南公」）であるが、湖北省随州市葉家山曾国墓地の墓葬例に拠ると烝に先行する曾侯諫らが在位していたのであるから、この場合の「南公」が王朝南征時の将領：姫姓の南公である筈がなく、孟氏の例と同様の美称であろう。南公の南征については、湖北 2014a 所掲の曾侯与編鐘銘参照。

〈注 6〉甲骨文にも諡称的用例としての「多公」はあるが、この場合は「己公」と並列的に「二公」と称せられ祭祀対象となっており、美称的称謂であると思われる。

〈注 7〉南宮乎の称謂例であるが、族名が異なるため、美称であると解釈するのが適切であろう。

【表 3— I】(侯：君主称谓)

NO	族名・国名	時期
1	応	前期:10268 / 中期:1241、2436、3254、5024、5231 ~ 5232、5639、15314 ~ 15317 ¶ 〈注 1〉 / 後期:1909、2342、4711、5311、5503 ~ 5504、5539 ~ 5540、12265 ~ 12266、14385、14909 / 春秋後期: 2351 ¶
2	滕	前期: 1576、4487 ~ 4488 ¶ / 後期: 5620 ~ 5621 / 春秋後期: 6057、15757、 16750 ~ 16751、16752 ~ 16754
3	魯	前期: 1573 ~ 1574、2059、2876、4955、8580、14724 / 中期: 1427、5321、11818 (= 13347)、13327 ~ 13328 〈注 2〉 / 後期: 2735、12205、14923 / 春秋前期: 5852、12121 ~ 12122、12323 〈注 3〉
4	井	前期: 2323、5274、11820、13541、14785 / 中期: 5288
5	晋	前期: 11610、11713、4954 〈注 4〉 / 中期: 1429、2395、4489、4736 ~ 4737、5051 ~ 5053 (= 12396 ~ 12397)、12276 ~ 12277、12430 ~ 12431、14501 (= 14784)、 15239 ~ 15246 * / 後期: 1989 ~ 1993、2075、2232、2332、2736 ~ 2737、5630、 5647 ~ 5650、6153、14965、15298 ~ 15313、19343 / 春秋前期: 4712 ~ 4713、 16623 ~ 16625
6	楷	前期: 5129 / 中期: 5179、12148 / 後期: 5568、12241 / 戦国前期: 5820
7	蔡	/ 後期: 1943、2488、12377、14874 / 春秋前期: 2144 / 春秋後期: 1578 ~ 1584、1585 ~ 1586、1587、1588、1589、1590、4393 ~ 4400、 5771、11721 (= 14078)、11815 (= 14535)、12187 ~ 12188、14031、14063、14064 ~ 14065、14387、14867、15054、15533 ~ 15537 (= 15820 ~ 15823)、15538 ~ 15541、16830 ~ 16833、14062、16834、5933 ~ 5934、14519 (= 14996)、19901、 17831 / 戦国前期: 16835 ~ 16840、17832 ~ 17836
8	衛	前期: 16250 ~ 16253、16257、19037 ~ 19038 〈注 5〉
9	康	前期: 1575、2023、2623、5020、7673、17555、18322、18727 ~ 18728、19043
10	虞	/ 中期: 12391
11	荀	/ 中期: 14419 / 後期: 16749 / 春秋前期: 14937
12	鑄	/ 春秋前期: 15178
13	齐	/ 後期: 3328、14982 / 春秋前期: 14939 / 春秋中期: 14463 (= 14944)、 15828、19256 〈注 6〉 / 春秋後期: 2363 (= 6076、14518、14997)、6064 ~ 6065、 6225、12449 ~ 12450、15552 ~ 15564 (= 15829) / 春秋時期: 14457 / 戦国前期: 5977 ~ 5978
14	冥	殷後期: 2257、4381、8358、10600、13283 / 前期: 4380、4382、11717 ~ 11718、 14763、19452 / 後期: 2231、4939
15	莒	/ 春秋後期: 5149
16	燕	前期: 2019、2046 〈注 7〉、2203、2290、2386 〈注 8〉、2908、4440、4813 〈注 9〉、6207、 11770、13831 (= 14789)、14763、16389、16595、16596、16597、18482、18483 ~ 18488 / 戦国前期: 16705、16981 ~ 16986、17323、17625 / 戦国後期: 16979 ~ 16980、16987 ~ 16990、16991 ~ 17014、17626 / 戦国時期: 5127 〈注 10〉
17	陳	/ 後期: 4674、4827 / 春秋前期: 2212、2975 ~ 2976、5937 ~ 5938、14507、 5939 ~ 5940、12294 ~ 12295 / 春秋中期: 14991 / 戦国中期: 5141、6077 ~ 6078、6079、6080、16887 ~ 16890
18	曾	前期: 1567 ~ 1568、1569 ~ 1570、1571 ~ 1572、3292、4351、4352、12132、14666、 湖北 2013 / 春秋前期: 1918 ~ 1919、2219 ~ 2220 (= 4975 ~ 4976、12390)、 15141 ~ 15149、15763 ~ 15766、16865、5936 / 春秋後期: 1577、5760、5936、 湖北 2014a / 戦国前期: 1752 (= 1753 ~ 1760)、2784 ~ 2785、4473 ~ 4480、 5584 ~ 5587、6125 ~ 6127、6311 ~ 6312、11659、12206 ~ 12208、14071 ~ 14073、 14184 ~ 14186、14396 ~ 14397、14882 ~ 14883、15056、15267 (= 15780)、15268、 15431 ~ 15494、16886 ~ 16875、19245 (= 19262、19279 ~ 19280)、19303 ~ 19304、 19347 (= 19362 ~ 19364、19368)、16755 ~ 16756、16757 ~ 16762、16876 ~ 16879、 16880 ~ 16883、17697 / 春秋中期 ~ 戦国中期: 湖北 2014b
19	鄂	前期: 1565 ~ 1566、4509 (= 11688、13202)、13046 (= 13803、14364)、13156 (= 13804)、 中 12—9 / 後期: 2464、2498 ~ 2499、4828 ~ 4831
20	胡	前期: 2412 ~ 2413 / 中期: 3359 / 春秋前期: 1745 ¶
21	薛	前期: 1865 / 後期: 14477、14974 / 春秋前期: 12120
22	紀	/ 中期: 4673、4918 / 後期: 2892、15124 / 春秋前期: 12293
23	虎	前期: 5373
24	宜	前期: 5373
25	猷	前期: 2181 ~ 2182

26	楊	後期：2501～2502
27	馳	前期：1951
28	鷺	前期：4602
29	耳	前期：4716
30	量	前期：4837
31	蓋	前期：4984
32	相	前期：5112、11800 (= 13542、13665)
33	隔	前期：10658
34	厲〈注11〉	前期：19764
35	垣	中期：2480
36	牀	中期：4621
37	葬	中期：14536 / 後期：4346
38	軹	中期：13341～13342
39	魯	中期：1428
40	臯	中期：2487
41	豊〈注12〉	後期：2840
42	柏	後期：12218～12219

【表3—Ⅱ】(侯：死諡)

時期	称谓事例
前期	●「丁侯」：1808
	※猷／「丁侯」：2181～2182
中期	※応／「武侯」：5231～5232
	※晋／「厲侯」：14501 「成侯」：14503
春秋前期	※晋／「文侯」：2491
春秋中期	※曾／「穆侯」：17302

【表3—Ⅲ】(侯：生諡)

時期	称谓事例
春秋前期	※都／「都公平侯」：2417
戦国前期	※越／「越王伯侯」：17872

〈注1〉同銘器のうち15317のみ、諡称的用法の「応侯」も見られる。

〈注2〉11818 (= 13347) 及び13327～13328では、「侯」が「朕文考魯公」と称しており、「魯侯」の事例であると考えられる。

〈注3〉器は山東省曲阜県魯国故城望父台M48から出土しており、文中の「侯母」、「侯父」の「侯」は「魯侯」である可能性が指摘できる。

〈注4〉唐伯が「侯于晋」を命ぜられており、「晋侯」の事例であると考えられる。

〈注5〉16250～16253、16257、19037～19038いずれの器も衛国墓の所在する河南省濬県辛村で出土しており、銘の「侯」は「衛侯」を指すと考えられる。

〈注6〉15828及び19256は、いずれも「斉邦」内での事跡であり、文中の「侯氏」は「斉侯」を指すものと見られる。

〈注7〉器は北京房山県琉璃河燕国墓地M2507で出土しており、文中の「侯」は「燕侯」を指すと見られる。

〈注8〉文中の「侯」は燕国において賜与を行っており、「燕侯」を指すものと見られる。

〈注9〉器は北京房山県琉璃河燕国墓地 M53 で出土しており、文中の「侯」は「燕侯」を指すと見られる。

〈注10〉「燕侯載」の他器銘は戦国前期に繋げられており、本器銘も同時期に繋げるべきであると思われる。

〈注11〉『呉集成』では「濮」と字積されているが、『通釈』等の字積に従った。

〈注12〉内諸侯の「豊」とは字形が異なるため、別族であると見られる

【表 4— I】 (子：君主称謂)

NO	族名・国名	時期
1	栄	前期：11611 (= 13526 ~ 13527、14376、1604)、14706 ~ 14707、16390
2	滕	/ 春秋後期：16422
3	北	前期：1792、11495、13048 / 中期：1052、3237、10619、10654
4	長	前期：1053 ~ 1057 (= 3188、8071、11396 ~ 11397、11583、12838 ~ 12839、13153 ~ 13154、13638 ~ 13639、13779)、1864、1791 / 春秋中期：5973
5	秦	/ 春秋前期：5172、15231、15771、16626、17208 ~ 17212 (= 17670)
6	黄	/ 春秋前期：2038 (= 2844、13997 ~ 13998、19302)、2087 (= 2945、6148、12338 ~ 12339、14769)、14455 (= 14942、19232)
7	許	/ 戦国前期：16654 ~ 16655
8	楚	/ 春秋後期：5835 / 戦国後期：2242
9	陳	/ 春秋前期：14994
10	解	前期：3243、1820
11	子	前期：2385
12	反	/ 後期：5276 ~ 5277、15633

【表 4— II】 (子：死諡)

時期	称謂事例
殷後期	● 「仲子辛」：14734 ● 「太子丁」：4920
前期	● 「□子」：8443 ● 「毓子」：8578 (= 11730) ● 「仲子」：3262 ● 「仲子日乙」：4242 (= 13216)
春秋前期	● 「蘇子」：1262
春秋後期	● 「陳桓子」：5977 ~ 5978

【表 5】 (男：君主称謂)

NO	族名・国名	時期
1	寡	前期：1897、1898
2	魯	/ 後期：4728 ¶
3	許	/ 後期：2076

【表 6— I】(君：君主称谓)

NO	族名・国名	時期
1	蔡	/ 後期：12443 ~ 12444
2	宋	/ 春秋後期：1846、2222
3	邾	/ 春秋前期：12333 ~ 12337 / 春秋後期：15175
4	楚	/ 戦国後期：11790 / 戦国時期：17145
5	燕	/ 戦国中期：2517、12455
6	江	/ 春秋前期：12325
7	黄	/ 後期：5013 / 春秋前期：2003 ~ 2004 (= 6146、12324、13996、14440、14917)、16973
8	番	/ 後期：14970 / 春秋前期：2990 ~ 2992、14473 / 春秋後期：5914 ~ 5919
9	交	/ 後期：2094 (= 5859、12332)
10	樊	/ 後期：2839 / 春秋前期：5777、6261
11	甚蠻	前期：4680
12	扶者	前期：11729
13	駟	/ 後期：14542
14	郟	/ 春秋前期：湖北 2016c

【表 6— II】(君：生諡)

時期	称谓事例
後期	● 「有伯君堇生」：14969
春秋前期	● 「番昶伯者君」：2175 ~ 2176 (= 14480 ~ 14481、14971 ~ 14972) ● 「繁伯武君」：2944 ● 「霽父君僉父」：14036 ● 「衛文君夫人叔姜」：2863 ~ 2865
春秋中期	● 「曾仲鄒君臚」：19306
春秋後期	● 「□者君鬲鹵叔休」：14482 (= 14778)
春秋時期	● 「仲義君」：1747 ● 「右伯君」：18861
戦国中期	● 「德君」：19703 ● 「文君」：19711 ● 「平君」：19753
戦国時期	● 「修武使君」：3238 ● 「仲義君」：5885

## 【参考文献】

## 【金文銘・青銅彝器図像著録】〈及び略称〉

- ◎中国社会科学院考古研究所『殷周金文集成』（中華書局、1984 ~ 1994）
- ◎劉雨，盧岩『近出殷周金文集録』（中華書局、2002）
- ◎白川静『白川静著作集 別卷 金文通积』（平凡社、2004 ~ 2005）〈原著：『金文通积』（白鶴美術館誌 1 ~ 56 輯、1962 ~ 1984）〉《略称：『通积』》
- ◎劉雨，嚴志斌『近出殷周金文集録二編』（中華書局、2010）
- ◎吳鎮烽『商周青銅器銘文暨図像集成』（上海古籍出版社、2012）《略称：『吳集成』、『吳』》

## 【論考：中文】

- 王世民「西周春秋金文中的諸侯爵称」（歴史研究 1983—3）〔のち、王世民『商周銅器與考古学史論集』（芸文印書館、2008）所収〕
- 同上「西周春秋金文所見諸侯爵称の再検討」〔李宗焜主編『古文字與古代史』3（中央研究院歷史語言研究所、2012）所収〕
- 郭沫若「金文所無考・五等爵祿」〔『金文叢考』（人民出版社、1954）所収、のち『郭沫若全集・考古編』第 5 卷（科学出版社、2002）所収〕
- 牛長立『黄国史』（人民出版社、2014）
- 金榮權「周代番国青銅器及其歴史地理論考」（華夏考古 2014—2）

- 孔華·杜勇「異國地望新探」(中国国家博物館館刊 2016—1)
- 黃敬剛『曾國與隨國歷史研究』(人民出版社、2013)
- 黃文新·趙芳超「湖北宜昌萬福埡遺址出土甬鐘年代及相關問題研究」(江漢考古 2016—4)
- 黃鳳春·胡剛「說西周金文中的“南公”—兼論隨州葉家山西周曾國墓地的族屬」(江漢考古 2014—2)
- 湖北省文物考古研究所·隨州市博物館「湖北隨州葉家山西周墓地發掘簡報」(文物 2011—11)
- 湖北省文物考古研究所·隨州市博物館「湖北隨州葉家山 M28 發掘報告」(江漢考古 2013—4)
- 湖北省文物考古研究所·隨州市博物館「隨州文峰塔 M1 (曾侯與墓)、M2 發掘簡報」(江漢考古 2014—4)《湖北 2014a》
- 湖北省文物考古研究所·隨州市博物館「湖北隨州市文峰塔東周墓地」(考古 2014—7)《湖北 2014b》
- 湖北省文物考古研究所·隨州市博物館·出土文獻與中國古代文明研究協同創新中心「湖北隨州葉家山 M107 發掘簡報」(江漢考古 2016—3)《湖北 2016a》
- 湖北省文物考古研究所·武漢大學歷史學院考古系·宜昌博物館「湖北宜昌萬福埡遺址發掘簡報」(江漢考古 2016—4)《湖北 2016b》
- 湖北省文物考古研究所·湖北荊州文物保護中心·襄陽市文物考古研究所·襄陽市博物館考古隊「湖北棗陽郭家廟墓地曹門灣墓區(2014) M10、M13、M22 發掘簡報」(江漢考古 2016—5)《湖北 2016c》
- 山西省考古研究所·運城市文物工作站·絳縣文化局「山西絳縣橫水西周墓發掘簡報」(文物 2006—8)
- 山東省文物考古研究所「山東高青縣陳莊西周遺存發掘簡報」(考古 2011—2)
- 徐中舒「禹鼎的年代及其相關問題」(考古學報 1959—3)
- 商艷濤『西周軍事銘文研究』(華南理工大學出版社、2013)
- 隨州市博物館『隨州出土文物精粹』(文物出版社、2009)
- 石泉「古鄧國·鄧縣考」(江漢論壇 1980—3)
- 戴春陽「禮縣大堡子山秦公墓地及相關問題」(文物 2000—5)
- 陳昭容「秦公器與秦子器—兼論甘肅禮縣大堡子山秦墓的墓主」[上海博物館,香港中文大學文物館編『中國古代青銅器國際研討會論文集』(上海博物館,香港中文大學文物館、2010)所取]
- 陳槃『春秋大事表列國爵姓及存滅表譌異』(中央研究院歷史語言研究所專刊、1969)《三訂本(1988)》
- 田率「新見鄂監簋與西周監國制度」(江漢考古 2015—1)
- 滕縣文化館「山東滕縣出土西周滕國銅器」(文物 1979—4)
- 滕縣博物館「山東滕縣發現滕侯銅器墓」(考古 1984—4)
- 董珊「疑尊、疑卣考釋」(中国国家博物館館刊 2012—9)
- 傅斯年「論所謂五等爵」(國立中央研究院歷史語言研究所集刊 2—1、1930)
- 北京大學考古學系·山西省考古研究所「天馬一曲村遺址北趙晉侯墓地第四次發掘」(文物 1994—8)
- 楊垂長「金文所見之益公、穆公與武公考」(考古與文物 2004—6)
- 李學勤「“秦子”新釋」(文博 5、2003)
- 同上「試說新出現的胡國方鼎」(江漢考古 2015—6)
- 李峰「論“五等爵”稱的起源」[李宗焜主編『古文字與古代史』3(中央研究院歷史語言研究所、2012)所取]
- 劉芮方『周代爵制研究』(東北師範大學出版社、2016)

#### [論考：日文]

- 落合淳思『甲骨文字辭典』(朋友書店、2016)
- 谷秀樹「西周代內外諸侯關係考」(立命館文學、2008)《拙稿 2008a》
- 同上「西周代天子考」(立命館文學 608、2008)《拙稿 2008b》
- 同上「西周代陝東出自者「周化」考」(立命館文學 617、2010)
- 同上「西周代陝東戰略考—「自」との関りを中心にして—」(立命館文學 626、2012)
- 同上「西周代陝東系外諸侯歸順考」(立命館文學 631、2013)
- 同上「西周代姬姓諸侯考」(立命館文學 642、2015)
- 同上「西周代伯仲叔季孟考」(立命館文學 647、2016)

- 吉本道雅「史記原始（一）西周期・東遷期」（古史春秋 4、1987）
- 同上「春秋五等爵考」（東方学 87、1994）
- 同上「西周紀年考」（立命館文学 586、2004）
- 同上『中国先秦史の研究』（京都大学出版会、2005）

（本学文学部非常勤講師）